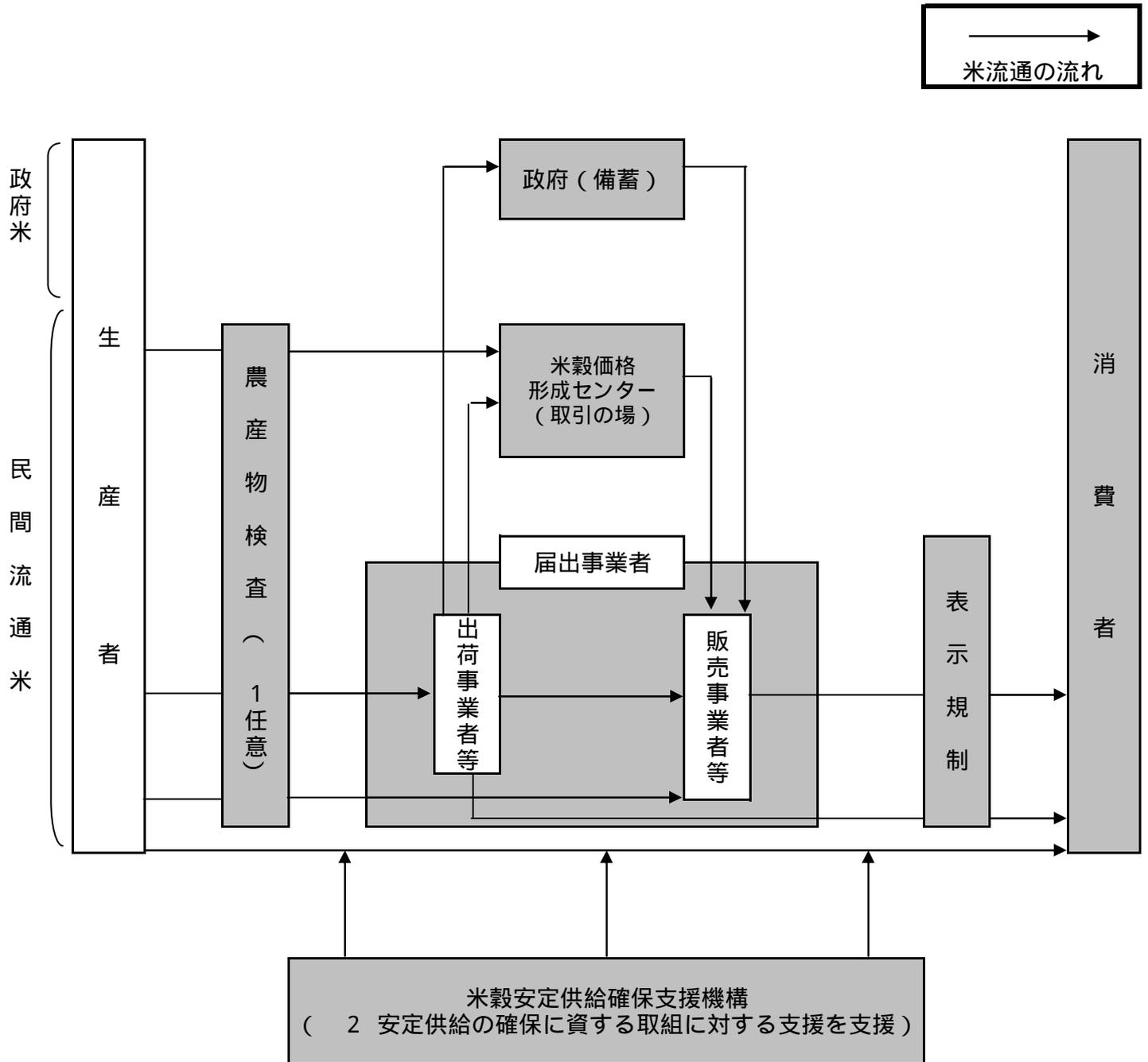


59 新たな米流通のイメージ（平成16年4月～）



（注）平成16年4月1日の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（平成15年法律第103号）施行により、計画流通制度を廃止し、米流通に関する規制については、表示規制等必要最小限のものとした。

- 1 農産物検査は任意であるが、検査を受検したものでなければ、産地・産年・品種の表示をすることができない。
- 2 米穀安定供給確保支援機構は、安定供給に向けた民間事業等の自主的な取組に対して、債務保証や流通助成などによる支援を実施する。

59 新たな米流通のイメージ（平成16年4月～）